広報 Ibaraki Public Information
いばらき
381
10
No.1162
October 15, 2026
［おしらせ版］

小型特殊自動車(農耕用トラクター等)のナンバー登録をお願いします

乗用可能な農耕作業車は、軽自動車税の課税の対象です。公道走行の有無に関わらず、車両を所有している場合は、ナンバーの登録および納税の義務があります。ナンバープレートの交付を受けていない車両がありましたら、町税務課にて手続きを行ってください。

対象車両 トラクター、コンバイン、田植え機など

登録場所 町税務課（１階５番窓口）

必要書類
・窓口来庁者の本人確認書類（運転免許証など）
・車両情報がわかる販売証明書または譲渡証明書
※証明書の様式は窓口でもお渡ししています。車両の取得後、期間が経過し必要書類が不足する場合は、お手数ですが、税務課までお問い合わせください。

税　　額 軽自動車税課税基準日　４月１日

小型特殊自動車の税額（年額）	
農耕二輪	2,400円
農耕四輪（排気量1,000cc以下）	3,000円
農耕四輪（排気量1,000cc超え）	3,900円



【登録に必要な車両の情報】
① 車名（メーカー名）
② 車体番号（製造番号）
③ 型式
④ 総排気量（cc表記）

【よくある質問】
・私有地でしか使用しない（公道を走らない）場合でもナンバーの登録は必要ですか？
→軽自動車税は所有していることに基づいて課税されます。公道走行の有無とは無関係であり、市区町村から交付されるナンバーは公道走行を許可するものではありません。
・既に所有していない車両の課税を止めるには、どのような手続きが必要ですか？
→廃車申告がされていない可能性があります。お手数ですが至急税務課までお問い合わせください。

軽自動車税の申告手続きについての詳しい説明は、茨城町ホームページをご覧ください。
原動機付自転車・小型特殊自動車の新規登録は、いばらき電子申請・届出サービスからも申告手続きが可能です。詳しくは右記の二次元バーコードをご覧ください。

【問合せ先】 税務課　住民税グループ　☎ 029−240−7114（直通）

茨城町公式SNSで情報発信中!

▶町公式 LINE　▶町公式 X　▶町公式 Instagram